

令和7年度産後ケア事業推進研修事業委託業務に係る仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、産後ケア事業に携わる者を対象とした効果的な研修を実施するため、事業実施に必要な委託業務の内容について定めるものである。

2. 委託業務名

令和7年度産後ケア事業推進研修事業委託業務

3. 目的

産後ケア事業は、産後も安心して子育てができる支援体制確保の重要な施策に位置づけられており、利用対象の拡大や利用料の減額等サービスの使いやすさの向上と共に、サービスの質の向上や平準化が求められている。

本事業は、産後ケア事業に携わる関係者が身体的・精神的に不安を抱える産婦の支援に必要な技術・知識を習得することにより、産婦の産後の回復を促進し、安心して子育てができる支援体制確保を図るものである。

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

5. 委託業務について

(1) 内容

産後ケア事業推進研修の企画調整及び運営

(2) 対象者

大分県内の産後ケア事業に携わる行政担当者、医療従事者、助産師等
受講対象として疑義がある場合は、大分県と協議の上、受講の可否を判断する。

(3) 内容

産婦の産後の回復を促進し、安心して子育てができる支援体制確保を図るため、産後ケア事業に携わる関係者が身体的・精神的に不安を抱える産婦の支援に必要な技術・知識を習得することができる研修を企画・運営する。

(4) 開催方法

会場における対面開催に加え、後日希望者へ講義を録画した映像のオンデマンド配信を実施すること。

(5) 基本構成

I. 主催者挨拶

II. 産後ケア事業の安全管理に関する講義（講師1名、質疑応答を含め40分程度）

III. 小児科医による講義（講師1名、質疑応答を含め90分程度）

セミナー全体の所要時間は最大3時間とすること。

上記の他にも、事業目的を達成するために効果的な提案があれば盛り込むこと。

(6) 参加費

参加費は無料とする。

(7) 登壇者の選定・連絡調整等

① 講師は、以下の者とする。

ア.産後ケア事業の安全管理に関する講義は、保育士等、乳児を預かる際の留意点・安全管理の知見のある者を提案すること。講師の選定については、最終的に県と受託者が協議し決定する。

イ.小児科医による講義は、あきやまこどもクリニック院長 秋山 千枝子 氏とする。

② 受託者は、研修で使用する資料や当日の流れ等について、講師と調整すること。

③ 講師に係る謝金及び旅費等の支払事務を行うこと。

(8) 実施日

令和7年10月5日（日）

(9) 場所

大分市内とし、100名程度収容できる場所を選定すること。

(10) 参加者の募集について

参加者の募集に当たっては、以下関係機関に漏れなく周知に努めるとともに、参加申込みについては、受託者で受け付けること。

- ・大分県医師会
- ・大分県助産師会
- ・県内の産後ケア事業実施施設

市町村母子保健主管課及び県内保健所に対しては、こども未来課から通知する。

(11) 研修の運営

研修開催にかかる全般業務を行うこと。具体的には、登壇者等への対応、シナリオ作成、記録（写真・オンライン会議の録画等）、運営に関する人材の手配等を行うこと。

(12) 事業の評価

参加者に対し、研修実施後にアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの設問は県と協議のうえ作成する。また、アンケート結果を踏まえた事業全体の評価をし、業務報告書にて提出すること。

6. 事業実施体制

受講対象者や講師等の情報を取扱い、講師への謝礼の支払い等を行うことから、事業実施に当たっては、個人情報の管理や支払関係等必要な事務を適切に行える体制を確保すること。

7. 個人情報について

個人情報の取扱いについて十分注意し、適切に管理すること。この事業で知り得た情報等をもとにした参加者への特定の団体等への加入、事業への参加等の周知、勧誘等の行為を一切行わないこと。

8. 成果品

令和7年度産後ケア事業推進研修事業委託業務報告書（任意様式）を提出すること。
データによる提出とし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 受講者名簿
- (2) 開催日、時間、受講者数、研修内容のわかる資料（講義資料等）、回収したアンケート、アンケート結果のまとめ、事業の評価、写真等実施状況が分かる資料
- (3) 開催通知文書等、広報活動のわかる資料
- (4) その他本業務で生じた資料のうち、県が指示する資料一式

9. その他

事業の実施に当たっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。

- (1) 関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 本業務の履行により知り得た機密事項及び個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。